

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|--------------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | さいたま市思い出の里会館及びひかり会館の利用許可の制限 |
| 根拠条例・規則等名 | | さいたま市斎場及び火葬場条例 |
| 条 項 | | 第7条、別表（第9条関係）1 葬祭場、待合室及び霊安室使用料の備考1、同第2 葬祭用具使用料(1)祭壇の備考1 |
| 所 管 部 課 | | 保健福祉局保健部思い出の里市営霊園事務所 (電話：686-3499) |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合 はその理由) | 以下に該当すると認めるときは利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 上記のほか、斎場等の管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。 ・ 告別式を行う場合の葬祭場利用については、死亡者または祭祀を主宰する方が市内居住者の場合に限り、大宮聖苑（火葬場）の指定した火葬とセットで予約した場合に利用できる。（思い出の里会館のみ） ・ 斎場については、通夜終了後午後9時までの利用となる。 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合 はその理由) | 即日 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |